

第10次 鳥獣保護事業計画書

平成19年4月1日から

5年間

平成24年3月31日まで

(平成21年11月1日 改正)

京 都 府

目 次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
2	特別保護地区の指定	10
(1)	方針	10
(2)	特別保護地区指定計画	11
3	休猟区の指定	13
4	鳥獣保護区の整備等	13
(1)	方針	13
(2)	整備計画	13
第三	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	13
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	13
(1)	許可しない場合の基本的考え方	13
(2)	許可する場合の基本的考え方	14
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	14
(4)	許可に当たっての条件の考え方	14
(5)	許可権限の市町村長への委譲	15
(6)	捕獲実施に当たっての留意事項	15
(7)	捕獲物又は採取物の処理等	15
(8)	捕獲等又は採取等の情報の収集	15
(9)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	15
2	学術研究を目的とする場合	16
(1)	学術研究	16
(2)	標識調査	16
3	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	17
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方	17
(2)	鳥獣による被害発生予察表の作成	17
(3)	鳥獣の適正管理の実施	19
(4)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	20
(5)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	22
4	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	23
(1)	許可対象者	23
(2)	鳥獣の種類・数	23
(3)	期間	23
(4)	区域	23
(5)	方法	23
5	その他特別の事由の場合	23
(1)	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	23
(2)	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	24
(3)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	24
(4)	愛がんのための飼養の目的	24
(5)	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	24
(6)	鵜飼漁業への利用	25
(7)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的	25
(8)	前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	25

第四	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	-----	26
1	特定猟具使用禁止区域の設定	-----	26
(1)	方針	-----	26
(2)	特定猟具使用禁止区域設定計画	-----	27
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	-----	29
2	特定猟具使用制限区域の指定	-----	31
3	猟区設定のための指導	-----	31
第五	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	-----	31
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	-----	31
2	実施計画の作成に関する方針	-----	32
第六	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	-----	32
1	基本方針	-----	32
2	鳥獣保護対策調査	-----	32
(1)	方針	-----	32
(2)	希少鳥獣等保護調査	-----	33
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	-----	33
(4)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	-----	33
3	狩猟対策調査	-----	33
(1)	方針	-----	33
(2)	狩猟鳥獣生息調査	-----	33
4	有害鳥獣対策調査	-----	34
(1)	方針	-----	34
(2)	調査の概要	-----	34
第七	鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	-----	34
1	鳥獣保護思想についての普及	-----	34
(1)	方針	-----	34
(2)	事業の年間計画	-----	35
(3)	愛鳥週間行事等の計画	-----	35
2	野鳥の森等の整備	-----	35
3	愛鳥モデル校の指定	-----	35
(1)	方針	-----	35
(2)	指定期間	-----	36
(3)	愛鳥モデル校に対する指導内容等	-----	36
(4)	指定計画	-----	36
4	安易な餌付けの防止	-----	36
5	法令の普及徹底	-----	37
(1)	方針	-----	37
(2)	年間計画	-----	37
第八	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	-----	38
1	鳥獣行政担当職員	-----	38
(1)	方針	-----	38
(2)	設置計画	-----	38
(3)	研修計画	-----	38
2	鳥獣保護員	-----	38
(1)	方針	-----	38
(2)	設置計画	-----	39
(3)	年間活動計画	-----	39
(4)	研修計画	-----	39

3	保護管理の担い手の育成	-----	39
(1)	方針	-----	39
(2)	研修計画	-----	40
(3)	狩猟者減少防止対策	-----	40
4	鳥獣保護センター等の設置	-----	40
5	取締り	-----	40
(1)	方針	-----	40
(2)	年間計画	-----	41
第九	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	-----	41
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	-----	41
2	鳥獣の区分と保護管理の考え方	-----	41
(1)	希少鳥獣	-----	41
(2)	狩猟鳥獣	-----	41
(3)	外来鳥獣等	-----	42
(4)	一般鳥獣	-----	42
3	狩猟の適正管理	-----	42
4	指定猟法禁止区域	-----	42
(1)	指定の考え方	-----	42
(2)	許可の考え方	-----	42
(3)	条件の考え方	-----	42
5	鳥類の飼養の適正化	-----	42
6	販売禁止鳥獣等	-----	43
(1)	許可の考え方	-----	43
(2)	許可の条件	-----	43
7	傷病鳥獣救護の基本的な対応	-----	43
(1)	傷病鳥獣の救護体制の現状	-----	43
(2)	今後の取り組み	-----	45
(3)	大規模油汚染事故での救護体制について	-----	45
8	人獣共通感染症への対応	-----	46

第一 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

(ただし、本事業計画の記載事項のうち、新法に係る事項(特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、鳥獣保護の保全事業に関する事項等)に関する記載事項は、改正法の施行期日(平成19年4月16日)から効力を発するものとする。)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護事業計画が昭和39年度に始まって以降、第3次鳥獣保護事業計画(昭和47～51年度)が終了するまでは、鳥獣保護区は計画を上回るペースで順調に指定されてきた。

しかし、昭和50年代に入り、鳥獣による農林水産業被害が顕在化し、鳥獣の個体数増加を懸念する地域住民の反対により保護区の指定が困難となる状況が増えた。その結果、第4次(52～56年度)及び第5次計画(57～61年度)においては、達成率は約50パーセントに、第6次計画(昭和62～平成3年度)にいたっては約30パーセントの達成率にとどまった。

第7次計画(平成4～8年度)においては、達成率は60パーセント弱にまで回復したが、増加する農林水産業被害が一因となり、第8次計画(平成9～13年度)において達成率は約30パーセント、第9次計画(平成14～18年度)では約20パーセントにまで低下しており、指定は一層困難な状況となっている。

なお、第9次計画終了時点における鳥獣保護区の指定状況は、69箇所、28,738ヘクタールであり、府総土地面積に占める割合は6パーセント強である。第9次計画の期間中に、6箇所、666ヘクタールの新規指定を行ったが、全体では291ヘクタール減少した。

農山村においては過疎化、高齢化といった社会構造や野生鳥獣の生息環境の変化により、府内の多くの地域で、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、カラス等による農林水産業被害が発生している。こうした地域においては、新たな鳥獣保護区の指定だけでなく、既存の鳥獣保護区を更新することについても地元の理解を得ることがかなり難しい状況である。

一方、近年は環境問題への意識が高まっており、本府における新たな取り組みとして、平成18年11月に(社)京都府モデルフォレスト協会が発足し、府民、NPO、企業、行政などがパートナーシップを基本に森林を核とした環境保全運動を推進している。

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境を保持・改善していく上でも欠くことのできない存在である。

このため、新たに指定しようとする鳥獣保護区には、自然環境の保全だけでなく、鳥獣による農林業被害の防止対策を充実し、過去から指定されている鳥獣保護区については、自然環境の変化や今後の状況を検討の上、必要に応じて指定区域の変更を行うなど、地域の実情を踏まえ、関係者と協力しながら鳥獣保護区の指定に努める。

また、冠島杓島鳥獣保護区にある冠島及び杓島は、オオミズナギドリ、ウミネコ、ヒメクロウミツバメの集団繁殖地として天然記念物にも指定されている重要な区域であり、全国的な鳥獣保護の観点から国指定の鳥獣保護区への移行を行う。

本計画における鳥獣保護区指定の重点事項は次のとおりとする。

- (ア) 本府の総土地面積に占める鳥獣保護区の割合は、6.4パーセント、面積は29,302ヘクタール(564ヘクタール増)を指定目標とする。
- (イ) 指定期間は原則10年とし、期間満了となるものについては更新する。
- (ウ) 自然公園法、自然環境保全法等により保全されている地域のうち、鳥獣の保護を図るべき地域については、積極的に指定する。
- (エ) 分断された生息地に生息する鳥獣の移動経路を確保するため、生息地間をつなぐ森林の保護区の指定に努める。
- (オ) 鳥獣の観察や保護活動を通じて環境教育の場を確保するため身近な都市近郊の鳥獣生息

地の保護区の指定に努める。

イ 指定区分ごとの方針

(7) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている地域は、地域の生物多様性の確保にも資するため、特に自然環境保全地域、保健保安林、天然記念物指定地等に指定されている地域を指定する。

(イ) 大規模生息地の保護区

本府においては地形的条件等により本区分に該当する適地はない。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で飛来する水鳥類の渡り鳥及び海棲哺乳類（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く）の保護を図るため、これらの飛来地である湿地、湖沼等のうち、特に必要と認められる地域について保護区を指定する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類並びに海棲哺乳類の保護を図るため、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち特に必要と認められる地域について保護区を指定する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、本府が作成したレッドリストに掲載されている種その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要と認められる地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(カ) 生息地回廊の保護区

分断された生息地に生息する鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要と認められる地域について、生息地回廊の保護区を指定する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について保護区を指定する。

また、小面積であっても鳥獣の貴重な生息地については、積極的に指定するよう努める。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区分	鳥獣保護の 指定目標	既設鳥獣 保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護地区						本計 19		
			19	20	21	22	23	計(B)			
森林鳥獣 生息地	箇所	34	31	箇所			1	1	1	3	
	面積	10,200ha	16,393	変動面積			130	38	498	666	
大規模 生息地	箇所			箇所							
	面積			変動面積							
集団 渡来地	箇所		8	箇所							
	面積		7,767	変動面積							
集団 繁殖地	箇所		1	箇所							
	面積		471	変動面積							
希少鳥獣 生息地	箇所			箇所							
	面積			変動面積							
生息地 回廊	箇所			箇所							
	面積			変動面積							
身近な鳥 獣生息地	箇所		29	箇所		1		3		4	2
	面積		4,107	変動面積		68		391		459	481
計	箇所		69	箇所		1	1	4	1	7	2
	面積		28,738	変動面積		68	130	429	498	1,125	481

(第1表)

本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣 保護区						計画期間中の 増△減*	計画終了時の 鳥獣保護区**
19	20	21	22	23	計(E)		
						3	34
						657	17,050
							8
						△33	7,734
				1	1	△1	
				471	471	△471	
	1	2			3	1	30
	182	347			529	411	4,518
	1	2		1	4	3	72
	182	347		471	1,000	564	29,302

*箇所数については
B - E
面積については
B + C - D - E
**箇所数については
A + B - E
面積については
A + B + C - D - E

画期間に区域拡大する鳥獣保護区					本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					
20	21	22	23	計(C)	19	20	21	22	23	計(D)
					1					1
					9					9
							1			1
							33			33
				2						
				481						
				2	1		1			2
				481	9		33			42

ア 鳥獣保護区の指定計画

(7) 森林鳥獣生息地の保護区

(第2表)

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成21年度	京都市左京区八瀬	比叡山	130	10	
	計	1箇所	130		
平成22年度	舞鶴市	毛島	38	10	
	計	1箇所	38		
平成23年度	宮津市小田	杉山	498	10	
	計	1箇所	498		
	合 計	3箇所	666		

(イ) 大規模生息地の保護区

該当なし

(ウ) 集団渡来地の保護区

該当なし

(エ) 集団繁殖地の保護区

該当なし

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

該当なし

(カ) 生息地回廊の保護区

該当なし

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

(第3表)

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成20年度	城陽市寺田	宮ノ谷	h a 68	年 10	
	計	1箇所	68		
平成22年度	京都市上京区京都御苑	京都御苑	86	10	特定猟具使用禁止区 域から変更
	亀岡市保津町	保津川	164	10	
	宮津市波見	丹後海と星の見える 丘公園	141	10	
	計	3箇所	391		
	合 計	4箇所	459		

イ 既設鳥獣保護区の変更計画

(第4表)

年 度	設定区分	鳥獣 保護区名	変更 区分	指定面積の異動			変更後の指定 期間	変更理由	備考
				異動前 の面積	異動 面積	異動後 の面積			
平成 19年度	森林鳥獣 生息地	東山	期間 更新	ha 2,616	ha －	ha 2,616	19年11月1日から 29年10月31日まで		
	〃	鞍馬	〃	211	－	211	〃		
	〃	衣笠花園	〃	493	－	493	〃		
	〃	神童子	〃	173	－	173	〃		
	〃	園部町	〃	250	－	250	〃		
	〃	井根山	区域 減少	41	△9	32	〃		
	身近な鳥 獣生息地	鴨川	期間 更新	257	－	257	〃		
	〃	大枝	〃	92	－	92	〃		
	〃	榎尾山	〃	140	－	140	〃		
	〃	折居	区域 拡大	100	150	250	〃		
	〃	男山	〃	22	331	353	〃		
	〃	南郷大本	期間 更新	15	－	15	〃		
	〃	本宮山	〃	5	－	5	〃		
	〃	寺山	〃	279	－	279	〃		
	〃	山家城址	〃	1	－	1	〃		

年 度	設定区分	鳥獣 保護区名	変更 区分	指定面積の異動			変更後の指定 期間	変更理由	備考
				異動前 の面積	異動 面積	異動後 の面積			
	計	15箇所		4,695	472	5,167			
平成 20年度	森林鳥獣 生息地	大悲山	期間 更新	91	－	91	20年11月1日から 30年10月31日まで		
	〃	高山ダム 周辺	〃	574	－	574	〃		
	〃	芦生	〃	1,710	－	1,710	〃		
	〃	日吉ダム	〃	465	－	465	〃		
	集団渡来 地	舞鶴湾	〃	2,468	－	2,468	〃		
	身近な鳥 獣生息地	大正池	〃	100	－	100	〃		
	〃	物部	〃	11	－	11	〃		
	〃	弥栄町 スイス村	〃	47	－	47	〃		
	〃	兜山	期間 満了	182	△182	0			
	計	9箇所		5,648	△182	5,466			
平成 21年度	森林鳥獣 生息地	天王山	期間 更新	174	－	174	21年11月1日から 31年10月31日まで		
	〃	宇多野 北嵯峨	〃	300	－	300	〃		
	集団渡来 地	平の沢	区域 減少	137	△33	104	〃		
	身近な鳥 獣生息地	長岡 天満宮	期間 更新	30	－	30	〃		
	〃	園部町 るり溪	期間 満了	305	△305	0			

年 度	設定区分	鳥獣 保護区名	変更 区分	指定面積の異動			変更後の指定 期間	変更理由	備考
				異動前 の面積	異動 面積	異動後 の面積			
平成 21年度	身近な鳥 獣生息地	権現山	〃	ha 42	ha △42	ha 0			
	計	6箇所		988	△380	608			
平成 22年度	森林鳥獣 生息地	ポンポン 山	期間 更新	463	—	463	22年11月1日から 32年10月31日まで		
	〃	味方	〃	200	—	200	〃		
	〃	五老ヶ岳	〃	1,275	—	1,275	〃		
	〃	浅谷	〃	260	—	260	〃		
	身近な鳥 獣生息地	宝池 深泥池	〃	215	—	215	〃		
	計	5箇所		2,413	—	2,413			
平成 23年度	森林鳥獣 生息地	花脊	期間 更新	24	—	24	23年11月1日から 33年10月31日まで		
	〃	喜撰山	〃	205	—	205	〃		
	〃	三室戸	〃	540	—	540	〃		
	〃	亀岡ハイ ツ湯の花	〃	380	—	380	〃		
	〃	赤石ヶ岳	〃	337	—	337	〃		
	集団繁殖 地	冠島 ・沓島	指定 解除	471	△471	0		国設鳥獣保護区に 指定	
	身近な鳥 獣生息地	永谷池	期間 更新	24	—	24	23年11月1日から 33年10月31日まで		
	計	7箇所		1,510	△471	1,039			
計		42箇所		15,254	△561	14,693			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣の保護又は生息地の保護を図るうえで特に重要な区域を保全するための制度であるが、本府における指定地域は、2箇所、142haにとどまっている。

これは、本府の91パーセントが民有林であり、利用制限をかけることが難しいことに大きく起因している。

本計画においては、冠島沓島鳥獣保護区を国指定の鳥獣保護区への移行を行うこととしているが、冠島沓島特別保護地区をこれまでどおり特別保護地区に指定するように国へ働きかける。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区指定の目標	既設特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区						本計画期間に区域拡			
				19	20	21	22	23	計(B)	19	20	21	
森林鳥獣生息地	箇所	18	1	箇所									
	面積	1,743ha	98	変動面積									
大規模生息地	箇所			箇所									
	面積			変動面積									
集団渡来地	箇所			箇所									
	面積			変動面積									
集団繁殖地	箇所		1	箇所									
	面積		44	変動面積									
希少鳥獣生息地	箇所			箇所									
	面積			変動面積									
生息地回廊	箇所			箇所									
	面積			変動面積									
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所									
	面積			変動面積									
計	箇所		2	箇所									
	面積		142	変動面積									

(第5表)

計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
	1
	98
△ 1	
△ 44	
△ 1	1
△ 44	98

* 箇所数については
B - E
面積については
B + C - D - E

**箇所数については
A + B - E
面積については
A + B + C - D - E

3 休猟区の指定

方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。

なお、特定鳥獣に指定されているニホンジカについては、特定計画を達成するため、特に必要と認められる場合には、特定計画の対象区域内にある休猟区の全部又は一部を指定して、狩猟による捕獲を行うことができるものとする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区について、そこに生息する鳥獣の生息環境の改善が望ましい場合、または、鳥獣保護区の指定趣旨に照らして鳥獣と身近に接することができるような施設の導入、環境の改善が望ましい場合には、生態系への影響を配慮した上で、市町村、関係団体、地域住民等と連携し、必要な整備に努める。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。

イ 調査、巡視等の計画

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等、採餌、営巣等のための環境の維持等の観点から、必要に応じて、調査、巡視等の管理の充実に努めるものとする。

第三 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置計画等が明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じるおそれがある場合。

カ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年政令第391号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。

ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む）を目的とする捕獲等許可は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限の捕獲等であって、適正な研究計画の下で行われる場合にのみ行うものとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

ウ 個体数調整を目的とした捕獲等許可は、人と野生鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

エ 上記以外の特別の事由を目的とした捕獲等に関しては、次の事由に該当するものに限り許可することができる。ただし、愛がん飼養については、原則として許可しない。この他の事由に関しては、特に必要性が認められる場合に限り、これらに準じて許可することとする。

(ア) 職務上の必要

(イ) 傷病鳥獣の保護

(ウ) 公共施設等の展示

(エ) 愛がん飼養

(オ) 養殖鳥遺伝的劣化防止

(カ) 鵜飼漁業

(キ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

(ク) その他の特別な事由

(3) わなの使用に当たっての許可基準

以下の基準を満たすものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする場合（「ウ」の場合を除く）

(ア) くくりわなを使用した方法の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

ただし、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合は、輪の直径に制限を設けない。

(イ) とらばさみを使用した方法の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は、12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合

(ア) くくりわなを使用した方法の場合は、「ア(ア)」の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ただし、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合は、輪の直径の制限を解除する。

(イ) ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわな（天井に直径30センチメートル程度の穴をあけたもの）や囲いわなの使用に努めるよう指導するものとする。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

京都府知事の権限に属する有害鳥獣捕獲を目的とした許可に係る事務の一部については、被害対策の一層の迅速化と市町村の役割の強化等を図るため、また、傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とした捕獲許可に係る事務については、救護の迅速化と府民の利便性の向上を図るため、市町村に許可権限を委譲している。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。）。

イ ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣ができるように、放獣体制の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等の処理方法については、申請の際に明らかにするものとする。

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

有害鳥獣として捕獲された鳥獣に限り、市町村長の監督責任の下において適切に有効活用を行い、資源として利用できるものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ないツキノワグマ等、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする

2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- (イ) 野生鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- (ウ) 主たる内容が鳥獣類の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- (エ) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・員数

種類又は員数は必要最小限とする。

エ 期間

1年以内

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具指定されている猟具を使用する場合に限る。）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

- (ア) 法第12条第1項で禁止されている猟具、猟法ではないこと。
- (イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

キ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- (ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- (イ) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を伴わないこと。
- (ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間の内に脱落するものであること。

(2) 標識調査

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・員数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

オ 方法

原則として、わな、網、手捕とする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれが明らかである場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

その捕獲は、原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害捕獲の実施に当たっては、被害実態と生息状況を把握し、関係機関との連携の下、捕獲を実施する時期の調整や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の被害対策と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

ア 予察表

(第6表)

加害鳥獣名	主な被害作物等	被害発生時期												主な被害発生地域		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
ニホンジカ	植林木、水稲、野菜類全般、豆類、果樹、マツタケ、タケノコ等															京都市以南の一部を除く府内のほぼ全域
イノシシ	水稲、タケノコ、野菜類全般、茶、植林木、果樹等															府内のほぼ全域
ニホンザル	野菜類全般、果樹全般、シイタケ、スイカ、植林木、生活環境等															京都市以南の一部を除く府内のほぼ全域
ノウサギ	植林木、水稲															南丹市、京丹後市、与謝野町

加害鳥獣名	主な被害作物等	被害発生時期												主な被害発生地域		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
タヌキ	野菜類全般、イチゴ、豆類、ウリ類、果樹類等															木津川市、南丹市、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町
アライグマ	豆類、野菜類全般、社寺等文化財、生活環境															府内のほぼ全域
アナグマ	水稲、野菜類全般、イチゴ、ウリ類															南丹市、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、与謝野町
ヌートリア	水稲、野菜類全般、果樹類、自然環境															府内のほぼ全域
カラス類	野菜類全般、果樹全般、水稲、生活環境等															府内のほぼ全域
ハト類	水稲、野菜類全般、生活環境等															京都市以南の一部を除く府内のほぼ全域
スズメ類	水稲、麦類、野菜類全般、果樹、															府内のほぼ全域
ヒヨドリ	野菜類全般、果樹全般等															京都市以南のほぼ全域、南丹市、宮津市、京丹後市
ムクドリ	野菜類、果樹全般、イチゴ、採種															京都市以南のほぼ全域、南丹市、宮津市、京丹後市
サギ類	水稲、稚魚等															京都市、精華町、木津川市、亀岡市、南丹市、伊根町、与謝野町
カワウ	稚魚等															京都市、相楽郡、亀岡市、南丹市、綾部市
カルガモ	水稲															精華町
ウソ	サクラ															笠置町、南山城村
キジ	野菜類															木津川市

イ 被害発生予察地図

予察情報台帳で地域別、鳥獣別の位置図を作成することとする。

ウ 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害等・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努める。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

農林水産業に被害を及ぼす鳥獣のうち、特にニホンジカ、ツキノワグマ及びニホンザルについては、被害規模の大きさ、あるいは生態系全体に及ぼす影響に配慮する必要がある。これらの獣類については、被害防除法や個体群管理法等に関し、有識者の助言を得て策定した特定鳥獣保護管理計画に基づき適切かつ効果的な被害防止に努める。

その他の加害鳥獣についても、地域における生息状況に配慮しながら、被害防止のため適切に対処する。

イ 防除方針、個体数管理の実施等の計画

(第7表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
ニホンジカ	平成19年度 ～ 平成23年度	①防除方針 特定鳥獣保護管理計画に基づき防除対策、個体数管理、生息地管理の3つを柱に対策を講じ、平成22年度には、生息密度と被害の半減を目指す。 ②個体群管理の実施 特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲（個体数調整）を実施する。 実施にあたっては、関係市町村、地元猟友会及び学識経験者等の協力を得て、実施体制を整備するとともにモニタリング調査を並行して行い、結果の検証と計画の逐次修正を行う。	
ツキノワグマ		①防除方針 特定鳥獣保護管理計画に基づく「ツキノワグマ出没対応マニュアル」及び「クマ剥ぎ被害対策対応マニュアル」、「果樹園・養蜂被害対策対応マニュアル」により適切な防除と個体数管理を実施するとともに生息地の管理を推進する。 ②個体群管理の実施 特定鳥獣保護管理計画に基づき保護管理及び被害対策を実施する。 実施にあたっては、関係市町村、地元猟友会及び学識経験者等の協力を得て実施体制を整備するとともにモニタリング調査を並行して行い、結果の検証と計画の逐次修正を行う。	

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
ニホンザル	平成19年度 ～ 平成23年度	①防除方針 特定鳥獣保護管理計画に基づき様々な対策を複合的に実施し、効果の検証を行いながら、被害の態様やサルの群の状況等に 応じた対策を継続的に実施するものとする。 ②個体群管理の実施 特定鳥獣保護管理計画に基づき保護管理及び有害鳥獣捕獲（個体数調整）を実施する。 実施にあたっては、市町村、関係団体及び地域住民等と連携して実施体制を整備するとともにモニタリング調査を並行して 行い、結果の検証と計画の逐次修正を行う。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

(ア) 許可の考え方

鳥獣による農林水産業被害が深刻化し、その対策強化が求められている一方で、鳥獣を含む生態系全体を保護するとともに、種の多様性を維持し人と鳥獣との共生を図っていくことが重要な課題となっている。

有害鳥獣捕獲は、こうした観点から、保護と被害対策双方の調和を図りつつ実施するものとし、農林水産業又は生態系に係る被害等が現に生じているか又はそのおそれがある場合において、農林家が行う被害防止対策によっても被害等が防止できない時に行うものとする。

また、ツキノワグマなど府のレッドリストに掲載されている鳥獣のような生息数の少ない鳥獣の捕獲は、専門家に意見を求めるなど、特に慎重に取扱うこととする。

さらに、被害等の防止の観点から、人間生活に伴い排出される生ゴミ等に鳥獣が依存し、被害等を生じやすくすることがないように周知徹底を図るとともに、捕獲に際しては、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとるなど、結果として被害等の発生の遠因とならないように努める。

また、アライグマなどの特定外来生物による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあつては、当該移入鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

(イ) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

- a 捕獲に伴う危険防止を図るため、広報その他の方法により、地域住民等に周知徹底するとともに、捕獲実施の際には、必要に応じて安全確保のための人員配置を行う等、万全の措置を講じることとする。
- b 捕獲を実施するものは、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯するとともに、捕獲従事者であることを示す腕章等を着けることとする。
- c アライグマやヌートリア等の外来鳥獣については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の定めに従い適切に処理すること。
- d わなの架設にあつては、見回りなど十分管理できる個数にするとともに、錯誤捕獲があった場合には、速やかに解放すること。

イ 許可基準

有害鳥獣捕獲の許可をする場合は、特別な事由のない限り、次の基準によるものとする。

(イ) 許可対象者

原則として被害者又は被害者から依頼された者であつて、①銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許所持者、②空気銃、ガス銃を使用する場合は、第一種又は第二種銃猟免許所持者とし、③銃器の使用以外の方法による場合は、網猟又はわな猟免許所持者とする。

ただし、被害等を受けている建物、施設等（以下「施設等」という。）を所有又は管理す

る者及びその者から捕獲の依頼を受けた者が、捕獲箱等を使用して、その施設等の中で捕獲する場合は、この限りではない。

また、自らの農林漁業被害を防除するため、自らの農林地等で、銃器の使用以外の方法により捕獲を行う場合は、「(5) ア(ア)」に記載の市町村長が編成する捕獲班員の枠外とする。

なお、法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）に対する許可に当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。

ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網猟又はわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網猟又はわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網猟又はわな猟免許を受けていない者は、網猟又はわな猟免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

(イ) 捕獲従事者

市町村長が市町村単位の捕獲班に捕獲を依頼する場合は、捕獲を迅速かつ効果的に行えるよう、捕獲従事者を選定し、捕獲班を編成することができるものとする。

(ロ) 捕獲許可鳥獣の種類、員数

- a 捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種であることとする。
- b 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、鳥類の捕獲等によるだけでは被害を防止する目的が達成できない場合、又は、建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取等する場合を原則とする。
- c 捕獲数は、被害等の防止の目的を達成するために必要最小限の羽（頭、個）数であることとする。

(エ) 期間

- a 有害鳥獣捕獲期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で、地域の実情に応じた捕獲を無理なく完遂できる必要最小限かつ、適切な期間とする。
- b 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるようにする。また、愛鳥週間（5月10日～5月16日）、動物愛護週間（9月20日～9月26日）は避けるようにする。
- c 狩猟期間中の捕獲許可は、一般の狩猟と、又狩猟期前後（おおむね10日間）の場合は、狩猟期間の延長と誤認されるおそれがあるので、原則として許可しないこととする。
なお、やむを得ず許可が必要な場合は、当該期間における捕獲の必要性を特に慎重に審査することとする。
- d 銃器による捕獲にあつては、危険防止等の配慮から最長1箇月、銃器以外を使用する捕獲にあつては最長3箇月を限度とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ許可権限者に協議するものとする。
- e 同一種の連続する捕獲許可にあつては、直前の捕獲の効果を確認することを含め一定の期間をあけることを原則とする。
- f 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき、計画的に行うようにする。

(オ) 区域

- a 捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。
- b 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に捕獲を実施する等捕獲が効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。
- c 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等許可は、鳥獣の保護

管理の適正な実施が確保されるように行うものとする。この場合、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、捕獲等許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施並びに休猟区等の指定区域の見直しを検討するものとする。

(カ) 方 法

空気銃を使用した捕獲は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用禁止区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

有害鳥獣捕獲等の許可手続及び有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、研修会等の実施により関係市町村及び農林漁業者等の関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を徹底するとともに次に掲げる措置を実施するものとする。

(7) 捕獲隊の編成

- a 捕獲班員は、市町村（京都市にあっては区）単位で選定することを原則とする。
- b 市町村長は、各捕獲班ごとに「捕獲班長」を定めるものとする。
- c 市町村長は、当該市町村で、捕獲班を編成することが困難であるときは、捕獲できる態勢をとるため、府と協議するものとする。
- d 捕獲班員の選定にあたっては、次の事項に留意することとする。
 - ・ 銃器を使用する捕獲班員については、原則として前年度を含む3登録年度以上、京都府知事の狩猟者登録を受け、捕獲技術に優れたものであること。
 - ・ 銃器以外を使用する捕獲班員について、原則として前年度に京都府知事の狩猟者登録を受け、捕獲技術に優れたものであること。
 - ・ 時間的制約が少なく、必要に応じて迅速に捕獲に従事できるものであること。
 - ・ 捕獲効率の向上を図るため、捕獲班員には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるようにすること。
 - ・ 捕獲班員は狩猟者共済又は狩猟者災害保険に加入すること。

(イ) 関係者間の連携強化等

- a 被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に捕獲を実施するにあたり、地域ごとに市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会、学識経験者、府関係機関等による市町村有害鳥獣対策協議会を設置するものとする。
- b 鳥獣による農林水産物被害や生活環境及び自然環境の悪化に対する防除対策に関する関係者間の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、府野生鳥獣被害対策推進会議を開催するものとする。

(ウ) 捕獲実施体制の整備の促進

- a 府は、有害鳥獣捕獲の実施体制の整備促進を図るため、捕獲実施者の養成及び確保に努めるとともに、市町村単位の編成が行えるよう調整に努めるものとする。

また、市町村境をまたがる地域で、単独市町村だけでは、効率的な捕獲が期待できない地域においては、広域振興局等の長は、関係市町村による広域捕獲を積極的に進めるため、関係市町村と捕獲班の編成や出動日等について連絡調整を行い、迅速かつ効果的な捕獲を指導するものとする。
- b 被害等が慢性的に発生している地域にあっては、当該有害鳥獣の出現状況や被害等の発生状況の把握及び防護柵・追い払い等による被害等の防除対策、技術の普及・啓発等を行うよう市町村を指導・援助するものとする。

- c 「緑の公共事業補助金交付要綱（平成14年京都府告示第548号）」に基づき、市町村長の捕獲計画策定と、市町村が実施する捕獲事業に補助を行う。

イ 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第8表)

対 象 鳥 獣 名	対 象 地 域	備 考
鳥類班・・・カラス類、スズメ類、ヒヨドリ、ムクドリ、ハト類等 獣類班・・・ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、ヌートリア、アライグマ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として当該市町村の区域を対象とする。 ・ 広域捕獲隊については、府県及び市町村の区域を越える地域を対象とする。 	

ウ 指導事項の概要

- (ア) わな、柵及びおりによる捕獲は、銃器による捕獲との調整を図ること。
- (イ) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。
- (ウ) 誤捕獲のおそれがある場合は、わな、柵及びおりの設置は行わない。

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可対象者

地方公共団体の長又は、捕獲方法に該当する狩猟免許所持者

(2) 鳥獣の種類・数

ニホンザル及びニホンジカ

特定計画を達成するために必要かつ適切な数

(3) 期間

特定計画を達成するために必要かつ適切な期間

(4) 区域

特定計画を達成するために必要かつ適切な区域

(5) 方法

銃器又はわな

5 その他特別の事由の場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地方機関の職員を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

申請者の職務上必要な区域

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地方機関の職員を含む。）、緑の指導員（鳥獣保護員）、その他特に必要と認められる者

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる数（羽、頭、個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

必要と認められる区域

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

必要最小限

ウ 期間

6ヶ月以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(4) 愛がんのための飼養の目的

野生鳥獣の愛がん飼育は、本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれがあることから、原則として認めない。

(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

ア 許可対象者

鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。

ウ 期間

6ヶ月以内

エ 区域

原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わな、手捕

(6) 鵜飼漁業への利用

ア 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 鳥獣の種類・数

必要最小限

ウ 期間

6ヶ月以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く）

イ 鳥獣の種類・数

必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）

ウ 期間

30日以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

第四 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の設定

(1) 方針

本府では、銃猟による危険を未然に防止するため、市街地その他人家が密集している場所、銃弾の到達距離から判断して銃猟に危険が伴うことが予想される場所について指定を行ってきた。

近年、府内各地における住宅地や道路網の拡大に伴い、従来猟場であった地域が銃猟が危険な地域となる場合が増え、第7次計画からは、狩猟者に銃猟の可否を徹底するため、銃猟禁止区域の設定地拡大による明確な地域分けに努め、平成18年11月1日時点においては、60箇所 45,788ヘクタールとなっている。

本計画においては、銃猟及びわな猟に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を法第35条に規定する特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所等が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域設定計画

		既指定特定 猟具使用禁止 区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計	
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(B)	19年度
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	60	箇所	3	1	2	2		8	2
	ha 面積	45,788	ha 変動面積	1,023	99	338	672		2,132	54
わな猟に伴 う危険を予 防するため の区域	箇所		箇所							
	ha 面積		ha 変動面積							

(第9表)

本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具禁止区域						計画期間 中の増減 (減:△)*	計画終了時 の特定猟具 禁止区域**
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(E)		
			1		1	7	67
			164		164	2,531	48,319

- *箇所数については (B) - (E)
面積については (B) + (C) - (D) - (E)
- **箇所数については (A) + (B) - (E)
面積については (A) + (B) + (C) - (D) - (E)

画期間に区域拡大する特定猟具禁止区域					本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域					
20年度	21年度	22年度	23年度	計(C)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(D)
2	2			6	2	1				3
21	1,036			1,111	480	68				548

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第10表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区 域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成19 年度		特定猟具使用禁止区域(銃)	ha	年	
	京都市南区久世他	京都南	2,236	5	再指定
	向日市物集女町他	向日市	767	5	〃
	木津川市	加茂町	350	5	〃
	南丹市八木町	八木町	279	5	〃
	京丹波町野丸	京丹波町下山	246	5	〃
	京丹後市弥栄町和田野	弥栄町和田野	19	5	〃
	京丹後市峰山町杉谷	峰山町杉谷	246	5	〃
	京丹後市網野町	網野町網野	163	5	〃
	京丹後市丹後町竹野川	丹後町竹野川	206	5	〃
	与謝野町下山田	下山田	1	5	〃
	宇治市	宇治	2,476	5	再指定・区域縮小
	八幡市	八幡	1,305	5	〃
	宮津市、与謝野町	野田川水系	1,163	5	再指定・区域拡大
	京丹後市峰山町、大宮町	京丹後市中部	374	5	〃
	京都市西京区大枝他	西京	969	5	新規
	京丹後市峰山町丹波	峰山町丹波	12	5	〃
京丹後市網野町木津	網野町木津	42	5	〃	
計		17箇所	10,854		
平成20 年度	京田辺市・井手町	宮津・井手・多賀	778	5	再指定
	京田辺市	普賢寺	1,210	5	〃
	京田辺市	大住・松井	613	5	〃
	城陽市	城陽	1,967	5	再指定・区域縮小
	亀岡市千代川他	亀岡市	415	5	再指定
	福知山市三和町菟原中	菟原	53	5	〃
	福知山市三和町千束	細見	251	5	〃
	福知山市三和町上川合	川合	76	5	再指定・区域拡大
	(京丹後市網野町木津)	(網野町木津)	4	5	〃
		(42→	46)		(拡大後の面積)
	舞鶴市字引土地	愛宕山	460	5	再指定
	舞鶴市志高	志高	68	5	〃
	京丹後市久美浜町湊宮	如意寺山	465	5	〃
京丹後市久美浜町	久美浜町甲山	99	5	新規	
計		12箇所	6,459		
平成21 年度	京都市上京区他	京都市街地	9,069	5	再指定
	大山崎町	大山崎町淀川水系	107	5	〃
	長岡京市井ノ内他	長岡京市	166	5	〃
	木津川市	木津	33	5	〃
	木津川市	木津相楽	1,376	5	〃
	宇治田原町	宇治田原	102	5	〃
	京田辺市	多々羅	750	5	〃

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区 域名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成21 年度	亀岡市大井町他	京都縦貫東	364	5	再指定
	南丹市園部町	園部町	334	5	〃
	綾部市城山町	吉美	76	5	〃
	綾部市位田町他	以久田野	72	5	〃
	舞鶴市字伊佐津他	舞鶴西	550	5	〃
	与謝野町岩滝	岩滝	662	5	〃
	京丹後市網野町島津	網野町国営農地島津 4団地	69	5	〃
	(八幡市)	(八幡)	746	5	再指定・区域拡大 (拡大後の面積)
	亀岡市曾我部	曾我部	550	5	〃
	亀岡市 南丹市園部町	旭町 園部町るり溪	33 305	5 5	新規 〃
計		1 8 箇所	15,364		
平成22 年度	京都市伏見区向島他	向島	813	5	再指定
	京都市	桂川	1,040	5	〃
	木津川市	山城町	209	5	〃
	精華町	精華町東部	177	5	〃
	精華町	精華町西部	1,640	5	〃
	京田辺市	京田辺市田辺	857	5	〃
	久御山町	久御山	1,360	5	再指定
	宇治市	炭山	14	5	〃
	舞鶴市字神崎他	神崎	126	5	〃
	舞鶴市字浜他	舞鶴東	1,250	5	〃
	舞鶴市	和江	40	5	〃
	南丹市美山町島他	島	225	5	新規
	亀岡市大井町他	亀岡桂川	447	5	〃
	(亀岡市保津町)	(保津川)	(△ 164)		満了（鳥獣保護区 に指定）
	計		1 2 箇所	8,198	
平成23 年度	京都市山科区小野他	京都東市街地	1,230	5	再指定
	木津川市	木津・加茂	156	5	〃
	綾部市青野町他	由良川	790	5	〃
	綾部市上原町他	山家	317	5	〃
	福知山市字猪崎他	福知山市	4,045	5	〃
	福知山市大江町関他	大江町	672	5	〃
	舞鶴市大川他	大川	6	5	〃
	宮津市	宮津	228	5	〃
計		8 箇所	7,444		
合 計		6 7 箇所	48,319		

※ 各数値は、() を除く

2 特定猟具使用制限区域の指定方針

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができる」とされているが、第10次計画においては、計画の予定はない。

3 猟区設定のための指導方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

- (1) 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。
- (2) 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- (3) 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

第五 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画（以下第五において「計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て総合的に講じることにより科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と野生鳥獣との共存に資することを目的として策定するものとする。

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められる鳥獣とする。

計画の策定にあたっては、科学的知見及び地域の実態に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟団体、自然保護団体、地域住民等からなる特定鳥獣保護管理計画検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための専門委員会を、別途設置するものとする。また、利害関係人による公聴会等を実施するとともに、広く府民の意見を聞く機会を設けるものとする。

さらに計画の実行にあたり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、府野生鳥獣被害対策推進会議において協議する。

計画策定後は、対象となる鳥獣の地域個体群の生息動向、生息環境、被害の程度等についてモニタリングし、その結果を踏まえ設定された目標の達成度や保護管理事業の効果、妥当性について評価を行い、計画の継続の必要性を検討するとともに必要に応じて見直すものとする。

計画の対象とする地域個体群が、本府の行政界を超えて分布する場合は、計画の策定及び実施に当たって、整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることのできるように、関係府県間で協議・調整を行うものとする。

(第11表)

計画策定年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成19年度	1 ニホンジカによる農林業被害等の軽減 2 健全なシカ個体群の維持	ニホンジカ	平成19年度から平成23年度まで	京都府	改訂
	1 絶滅危惧が懸念されるツキノワグマの保護管理 2 ツキノワグマによる農林業被害の軽減 3 出没による人身及び精神的被害対策	ツキノワグマ			
	1 ニホンザルによる人身被害の根絶 2 ニホンザルによる農林業及び生活環境被害の軽減 3 健全なニホンザル個体群の維持	ニホンザル			新規

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて実施計画を策定し、対象となる鳥獣の保護管理に努める。

第六 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣に関する施策を実施する上で、保護の見地からも、被害対策の見地からも、対象となる鳥獣の生息状況、生態上の特性などについて把握することは不可欠であり、特に、保護と被害対策の両立のために実態把握が必要なニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルについては、継続して調査を実施し、施策に反映させることとする。

また、府内の様々な鳥獣の生息状況等を継続的に把握していくために、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努めることとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

第7次計画終了時点では、鳥獣保護区を中心にした限定された地域におけるおよそ10年周期での鳥類出現頻度の比較等が行われてきた。第8次計画からは、それらに加えて、府内全域における鳥獣の分布状況を明らかにし、希少種の生息状況を含む全体像の把握のための調査や、府の鳥オオミズナギドリを把握するための調査を、関係団体との相互協力により実施しており、引き続き実施するものとする。

また、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査及び鳥獣保護区等の設定効果測定調査についても、生息動向を継続的に把握するため、引き続き実施するものとする。

(2) 希少鳥獣等保護調査

(第12表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
オオミズナギドリ	平成19～23年度	サンプリング調査、追跡調査等により、その生態と生息環境について把握する。 (舞鶴市教育委員会の協力を得て情報の収集に努める。)	舞鶴市冠島	3月～11月

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第13表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
府内の渡来地	平成19～23年度	毎年1月の一斉調査日に、調査員による種別のカウント調査を行い、分布及び個体数を把握する。	日本野鳥の会京都支部に委託して実施

(4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

(第14表)

対象保護区等	調査年度	調査の種類・方法	備考
鳥獣保護区 原則年間5箇所	同一地を原則2年間継続	森林等においてはルートセンサス法により、水面においては定点観察法により出現する全ての鳥獣の種及び出現頻度を把握することとし、調査人員は1箇所2名以上、調査回数は年6回とする。	日本野鳥の会京都支部に委託して実施

3 狩猟対策調査

(1) 方針

京都府では府全域を対象として、全狩猟者からシカ、クマ出猟カレンダーを回収、分析し、生息状況、生息環境の変化及び捕獲状況を調査している。

第10次計画においても引き続き実施することとする。

(2) 狩猟鳥獣生息・実態調査

(第15表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ及びツキノワグマ	平成19～23年度	毎年、全狩猟者から、シカ及びクマ猟に関する出猟記録(出猟カレンダー)を回収、分析することで、自然環境保全基礎調査に用いる5Kmメッシュにより、シカ及びクマ猟に従事する狩猟者の出猟実態、捕獲状況を総合的に把握し適正管理のための基礎資料とする。	

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

本府において、被害が深刻でありかつ、生息状況や生態的特性に配慮して慎重に取り扱う必要のある鳥獣は、ニホンジカ、ツキノワグマ及びニホンザルであり、適切な被害防除と個体数管理を行うため、それぞれ実情に応じた調査を実施し、情報の収集に努める。

- ・ ニホンジカ

平成9年度から実施しているモニタリング調査を継続し、より正確な生息数や動向の把握に努める。

- ・ ツキノワグマ

生息及び被害状況の調査や有害鳥獣として捕獲される個体の回収、分析等のモニタリング調査を継続し、動向の把握に努める。

- ・ ニホンザル

被害発生箇所や防除施設、捕獲の状況等の情報収集を行う等、モニタリング調査を実施し、動向の把握に努める。

(2) 調査の概要

(第16表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ	平成19年度～	○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。 ○捕獲個体調査 関係機関の協力を得て、有害捕獲等により捕獲された個体を回収、分析することにより、年齢や妊娠の有無などを明らかにする。	
ツキノワグマ	平成19年度～	○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。 ○捕獲個体調査 関係機関の協力を得て、有害捕獲等により捕獲された個体を回収、分析することにより、遺伝的状況、繁殖状況、栄養状況、食性等を明らかにする。	
ニホンザル	平成19年度～	○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。	

第七 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想についての普及

(1) 方針

本府では、愛鳥週間（5月10～16日）を中心に愛鳥に関する諸行事を実施し、府民、とりわけ小・中学校の児童・生徒等を対象に、正しい愛鳥思想の普及啓発に努めるとともに愛鳥団体に対し経費補助をする形で、広く府民を対象にした探鳥会や講習会を実施しており引き続き実施するものとする。

傷病鳥獣の救護においては、(財)日本鳥類保護連盟などが実施している「ヒナを拾わないで！！」キャンペーンによる啓発効果もあり、巣立ち前のヒナの救護数が減少し、取り扱い件数は減少傾向にあるものの京都市内を中心に年間1,200件近くになっており、体制の充実に努めることとする。

また、引き続き広く府民を対象に、正しい自然の理解と、人間と野生鳥獣との共生理念に根ざした鳥獣保護思想の普及啓発に取り組む。

(2) 事業の年間計画

(第17表)

事業内容	実施時期 (月)											備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
・ 愛鳥週間ポスターの募集													※ 愛鳥週間の行事として実施
・ 探鳥会													
・ 巣箱の設置			*										
・ 愛鳥講演会・学習会													
・ 食餌木の植栽													
・ 野生鳥獣救護事業													

(3) 愛鳥週間行事等の計画

(第18表)

平成19～23年度	
愛鳥週間行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内各地において、小中学校児童・生徒を対象に探鳥会、講演会、食餌木の植栽、ポスターの募集等を行う。 ・ 府内各地において一般府民を対象に探鳥会を行う。

2 野鳥の森等の整備

(第19表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
太陽が丘	昭和59年度	宇治市広野町八軒屋谷	約25ha	観察施設 野鳥観察小屋(2棟) 自然観察路 保護施設 食餌木・給餌台	野鳥及び自然観察施設	府民が野鳥と身近にふれあう場として活用	府直営

3 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

鳥獣保護思想の普及啓発の一貫として、愛鳥運動に熱心に取り組んでいる小中学校等を対象に指定する。

指定にあたっては、関係機関と調整の上、指定予定校の意見を尊重する。

- (2) 指定期間
3年間とし、更新を妨げない。

- (3) 愛鳥モデル校に対する指導内容等
ア 愛鳥運動資材の提供
イ 府職員及び緑の指導員による指導、助言
ウ 講師等の紹介

- (4) 指定計画

(第20表)

区分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計
小学校	17	20	37	33	9	42	29	18	47	27	25	52	43	14	57
その他の学校															
計	17	20	37	33	9	42	29	18	47	27	25	52	43	14	57

4 安易な餌付けの防止

野生鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人慣れが進むこと等による人身被害、農作物被害等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。このため、安易な餌付けの防止について、各地で開催される環境学習等の機会を通じて普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意することとする。

- (1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について府民の理解を得ること。
- (2) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- (3) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

5 法令の普及徹底

(1) 方針

鳥獣の保護及び狩猟に関する知識と理解を深めるため、各市町村への指導を行うとともに、公報媒体、啓発パンフレットの配布、現地指導等により、府民への周知を図る。

(2) 年間計画

(第21表)

重点項目	実施時期 (月)												実施方法	対象者	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
・ 違法捕獲の規制制度		■	■	■										＜共通＞ 広報媒体 啓発物作成・配布 現地指導等	一般府民 及び 狩猟者
・ 飼養登録制度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
・ 狩猟に関する制度				■	■	■	■	■	■	■	■	■			
・ 鳥獣保護区等の制度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
・ 有害鳥獣捕獲の制度												■			
															市町村

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政の円滑な推進に資するため、本庁・地方機関含めて担当職員の適正な配置を行う。

(2) 設置計画

(第22表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 農林水産部森林保全課	3	1	4	3	1	4	業務分担（主なもの）
出 先							本 庁
京都府京都林務事務所		3	3		3	3	1 鳥獣保護事業計画の実
〃 山城広域振興局		4	4		4	4	施に伴う企画立案
〃 南 丹 〃		5	5		5	5	2 狩猟免許試験等の実施
〃 中 丹 〃		5	5		5	5	3 府外者の狩猟者登録
〃 丹 後 〃		4	4		4	4	4 各種委託調査の実施
計	3	22	25	3	22	25	5 特定鳥獣保護管理計画 の策定 6 鳥獣捕獲許可(知事権限)
※ その他、本庁及び出先機関に 兼務職員として18名を配置							出 先
							1 鳥獣保護事業計画の実
							施
							2 狩猟免許、狩猟者登録
							証の交付事務
							3 鳥獣捕獲許可(局長等権限)
							4 狩猟取締り及び指導

(3) 研修計画

本庁において鳥獣行政担当者の研修を随時実施するほか、環境省が主催する野生生物保護行政研修に担当者を積極的に派遣する。

2 鳥獣保護員

(1) 方針

府内の自然環境を地域に密着して把握し、府が情報の収集・発信、現地における助言・指導を行っていく上での基幹となる制度として、平成15年度から鳥獣保護員と森林保全巡視指導員との業務を兼ねた「京都府緑の指導員」を配置した。

配置にあたっては、管内面積、鳥獣保護区等の面積及び狩猟免許者数等を勘案して行うものとする。

任命にあたっては、森林、野生鳥獣、狩猟についての広範囲な知識を有し、かつ継続性を持って従事できる人材を充てることとし、資質向上を図るための研修を行う。

(2) 設置計画

(第23表)

基準 設置 数 (A)	平成18年度末		年度計画 (新規の増減員)							
	人員 (B)	規率 (B/A)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計 (C)	規率 (C/A)	
人 55	人 54	% 98	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1	% 2

(3) 年間活動計画 (月別重点事項)

(第24表)

活 動 内 容	実 施 時 期											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛鳥行事補助、鳥獣保護思想の普及啓発 ・ 野生鳥獣の無許可捕獲及び違法飼養取締り ・ 狩猟取締り 銃猟制限時間・場所等違反取締り 無免許・無登録狩猟取締り わな等設置違反取締り 非狩猟鳥獣等違法捕獲及び捕獲数制限違反取締り 捕獲禁止場所における違法捕獲取締り ・ 鳥獣保護区等標識の点検 												

(4) 研修計画

(第25表)

名 称	主 催	時期	回数/年	規 模	人数	内 容 ・ 目 的
鳥獣保護員 ブロック別研修	京都府	4月	1回	地方機 関単位	55人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護事業計画の概要 ・ 鳥獣保護及び狩猟に関する法令 ・ 緑の指導員の服務及び職務権限等
鳥獣保護員 全体研修会	〃	5月	1回	府全体 ・ 北部 ・ 南部	〃	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた有害鳥獣捕獲等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

(2) 研修計画

(第26表)

名 称	主 催	時期	回数／年	規 模	人数	内 容 ・ 目 的
狩猟免許更新講習会	京都府	年 3 回	更新者	100名程度		・ 鳥獣保護事業計画の概要 ・ 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

(3) 狩猟者減少防止対策

本府においても第一種銃猟者の減少、高齢化が危惧されるため、(社)京都府猟友会等の協力を得て、その実態を把握するとともに、保護管理の担い手となる狩猟者の減少防止のための対策を検討する。

また、農林業者等を対象に、捕獲技術の講習会を開催し、効率的で安全な狩猟を推進し、鳥獣による農林業被害を軽減するための技術的な支援を実施する。

4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護と治療を行う拠点施設として、京都市の協力を得て京都市動物園に野生鳥獣救護センターを設置し、傷病鳥獣を受け入れ、治療とリハビリを行い、自然復帰が不可能な鳥獣については飼養ボランティア制度の活用を図るなど、野生鳥獣の救護に努めている。また、野生鳥獣に関する各種調査研究や保護管理の拠点としての機能を持つ鳥獣保護センターの設置については、今後の検討課題とする。

5 取締り

(1) 方針

府内において、依然として狩猟者の違反行為が発生しており、年数件程度の狩猟事故も生じている。

また、狩猟者以外においても、とりもち等の使用を含む小鳥類の密猟が毎年発生している。

本計画においては、これら違法行為の取締りを中心に、法令の周知徹底、狩猟者の資質向上等に努めるとともに、警察当局との一層の連携強化に努めるものとする。

また、狩猟期間中は、狩猟者が多数出猟することが予想される場所を中心に、特別司法警察員及び緑の指導員の巡回体制を強化するとともに、緊急的な取締りに対応して動員体制の整備を図り、地方検察局、警察当局等との協力を得ながら、迅速かつ効果的な取締りを行う。

なお、取締りに際しての、情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めることとする。

[重点事項]

- ア 銃弾の達する恐れがある人畜、建物等に向かっての銃猟違反取締り
- イ 人家稠密の場所等における銃猟違反取締り
- ウ 日の出前、日没後の銃猟違反取締り
- エ 非狩猟鳥獣等の捕獲違反及び捕獲数制限違反取締り
- オ 捕獲禁止場所での捕獲違反取締り
- カ 危険なわな等の設置や氏名の表示等に関する違反取締り
- キ 無免許・無登録者による狩猟違反取締り
- ク かすみ網の違法な使用、所持及び販売等の取締り
- ケ とりもち等による違法捕獲取締り
- コ 鳥獣の無許可飼養取締り、飼養の適正指導
- サ ペット業者、鳥獣加工業者による違法行為取締り
- シ 任意放棄又は押収された個体の適正な放鳥獣に努める
- ス 狩猟者の資質向上、マナーの徹底

(2) 年間計画 (月別重点事項)

(第27表)

事 項	実 施 時 期											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣の無許可捕獲取締り ・ 鳥類の飼養の適正化 ・ ペット商、鳥獣加工業者の違法行為取締り ・ 銃猟制限時間・場所等違反取締り ・ 無免許・無登録狩猟取締り ・ わな等設置や氏名の表示等に関する違反取締り ・ 非狩猟鳥獣等違法捕獲及び捕獲数制限違反取締り ・ 捕獲禁止場所における違法捕獲取締り ・ 適正狩猟の啓発、狩猟者の資質向上 ・ 警察当局との連絡会議の開催 												

第九 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

現在、野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害が大きくな問題となっており、狩猟による個体数管理、防護柵の設置等による被害防除対策及び鳥獣保護区等の指定による生息環境の管理を柱として、被害の軽減に努めている。

一方、生物多様性の保全など、環境問題に対する意識が高まる中、府内で生息が確認されている鳥獣の内、123種が府のレッドリストにおいて、絶滅種から準絶滅危惧種のカテゴリーに指定されており、生息環境の改善を含め、保護管理の重要性が増している。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

環境省のレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるもの並びに府のレッドリストにおいて、絶滅寸前種、絶滅危惧種又は準絶滅危惧種に該当する鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の情報収集に努める。また、鳥獣保護区の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取り組みを行うこととする。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項に基づき定められた鳥獣とする。ただし、ツキノワグマ、ウズラ及びヤマシギを除く。

イ 保護管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の把握に努める。また、市町村や関係団体等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

なお、必要に応じて捕獲等の制限を行う等、持続的な利用が可能となるように保護管理を図るものとする。

(3) 外来鳥獣等

ア 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の情報収集に努める。

農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

(4) 一般鳥獣

ア 対象種

本府に生息する希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の情報収集に努める。

また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業被害又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれがある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて付するものとする。

5 鳥類の飼養の適正化

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理を行うものとする。

(1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
- (4) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数のホオジロ及びメジロを飼養する等不正な飼養が行われないようにすること。
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

6 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の「ア」、「イ」のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

7 傷病鳥獣救護の基本的な対応

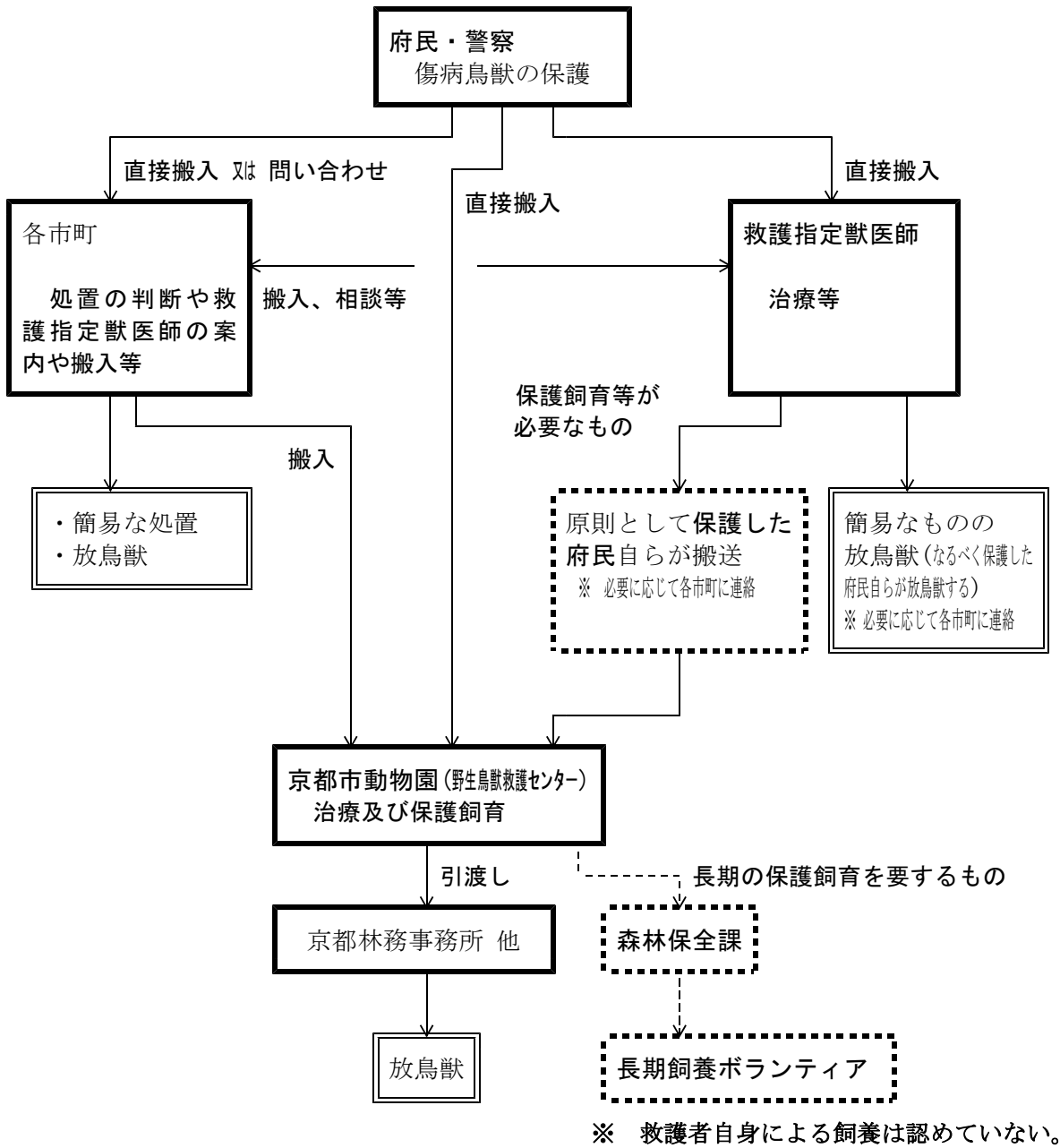
(1) 傷病鳥獣の救護体制の現状

本府の委託事業により、京都市（京都市動物園）、福知山市（福知山市立三段池動物園）、社団法人京都府獣医師会及び社団法人京都市獣医師会が傷病鳥獣の救護に携わっている。

特に、京都市動物園では、府の助成により平成元年度に野生鳥獣救護センターを開設して以来、救護に関する中心的な施設としての役割を果たしており、近年の救護数は、府全体の約70パーセント、年間800件を超えている。

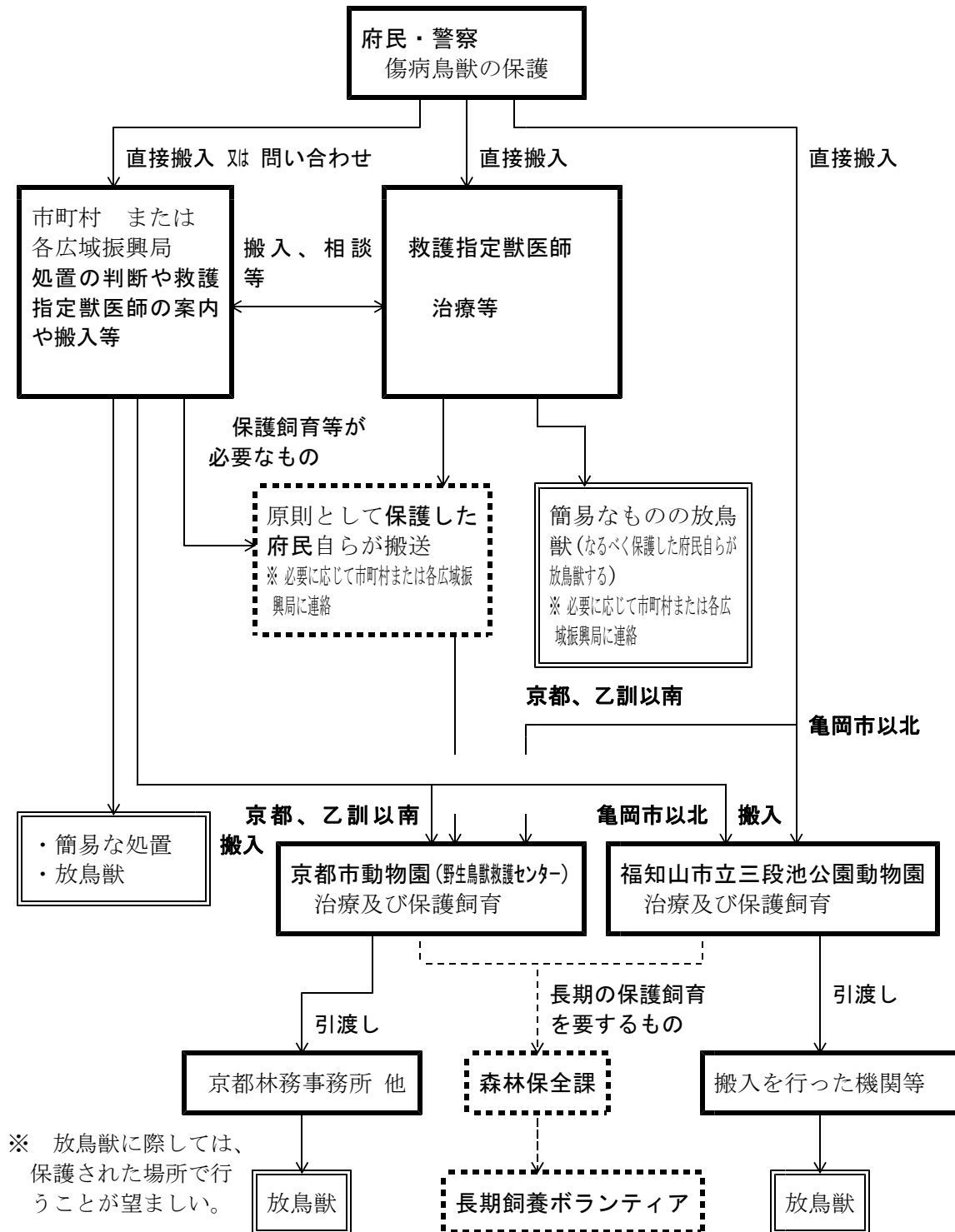
[救護のフロー図（救護機関等への搬入がある場合）]

ア 京都市及び乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）において保護された場合



※ 放鳥獣に際しては、保護された場所で行うことが望ましい。

イ 京都市及び乙訓地域以外において保護された場合



※ 放鳥獣に際しては、保護された場所で行うことが望ましい。

※ 救護者自身による飼養は認めていない。

(2) 今後の取り組み

取扱件数の増加に対処するため、府、市町村が連携・協力して引き続き体制の強化・整備を進めていくとともに、鳥獣の生態に関する知識の不足からくる無用の救護行為を防止し、正しい鳥獣保護思想の普及啓発に寄与することができるよう、広報活動などを通じて正しい知識の普及啓発に取り組む。

(3) 大規模油汚染事故での救護体制について

本府では、平成2年及び9年に大規模な油汚染事故を経験し、その中で油に汚染された水鳥の救護活動を行ってきた。この時の経験を踏まえて、救護体制のあり方を以下に示す。

ア 京都府の指揮のもと、関係市町村、救護機関、NPO等と連携して組織的に対応する。

イ 被害現場にあつては、京都府、市町村及びNPOが中心となり、被害鳥の回収にあたり、応急処置においては獣医師の協力を得て適切に行う。

ウ 応急処置の済んだ鳥については、京都市動物園野生鳥獣救護センターを主な収容施設とし、京都府及び市町村がNPO等の協力を得て適切に自然復帰を行う。

エ 被害の規模によって、関係機関の協力を得て現地に仮設の救護所を設置する。

8 人獣共通感染症への対応

本府においては、平成16年に発生した高病原性鳥インフルエンザに対する経験を基に、市町村、関係団体、地域住民等と連携し、連絡体制の整備、地域住民への情報提供及び野鳥のモニタリング調査等、人獣共通感染症の発生時における的確かつ円滑な防疫体制の整備に努める。